

# 出産予定又は出産した国保被保険者の皆さんへ 産前産後期間の国民健康保険税を 免除します！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産した国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 免除期間及び免除額

対象となる方の保険税のうち、出産予定日又は出産日の属する月（出産月）の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産月の3か月前から6か月間）の所得割額及び均等割額相当分について免除します。

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方			出産月			
多胎の方	出産月		出産月			

※保険税が免除された場合で払いすぎたものがあつたときは、保険税を還付します。

※既に課税額が限度を超えている世帯の方については、減額されない場合があります。

※令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の保険税を免除します。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産月			

令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税を免除します。令和6年1月より前の期間は、免除の対象とはなりません。

 ……免除期間

## 届出に必要な書類

- ① 届出をする方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ② 出産被保険者（変更）届（国保年金課窓口やホームページから取得してください。）
- ③ 出産予定日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認できる書類（母子健康手帳など）
- ④ （出産後に届出を行う場合のみ）出産した被保険者と子の関係が分かる書類
- ⑤ （別世帯の方が代理で届をする場合のみ）委任状

## 届出先（担当）

焼津市役所 健康福祉部 国保年金課 保険担当 TEL 054-626-1113

※大井川市民サービスセンターでも届出は可能です。

届出について相談したい内容などがありましたら、担当までご連絡ください。